

議案第 6 3 号

長与町印鑑条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和 8 年 9 月 1 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、漢字圏の外国人住民の印鑑登録に係る要件を緩和するもののほか、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 5 9 号）の施行に伴い、特定在留カード及び特定特別永住者証明書による印鑑登録証明書の交付を可能とするもの。

長与町印鑑条例の一部を改正する条例

長与町印鑑条例（平成6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されていない者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第5号中「き損」を「毀損」に改める。

第8条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第13条第2項中「をいう。以下同じ。）」を「をいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（以下これらを「個人番号カード等」という。））」に改め、同条第3項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

第13条の2中「個人番号カード（」を「個人番号カード等（これらのうち）」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。